

短期入所生活介護重要事項説明書
 <令和6年8月1日現在>

1 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話：047-459-8887（午前9時～午後6時まで）

担当：ショートステイ愛生苑 生活相談員 小林 良道

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ショートステイ愛生苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ愛生苑
所在地	千葉県八千代市吉橋1059-17
介護保険指定番号	短期入所生活介護（千葉県1272600238号）

(2) 同施設の職員体制

	職員数	業務内容
施設長	1名	施設従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他一元管理や指揮命令等
医師	1名 (非常勤)	利用者の健康管理及び療養上の指揮等
生活相談員	1名以上	利用者の生活相談、処遇の企画実施等
管理栄養士	1名以上	食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画作成、変更実施状況の把握

		職員数	業 務 内 容
看 護 ・ 介 護 職 員	看護職員	4名以上	利用者の保健衛生、看護業務
	介護職員	27名以上	利用者の日常生活全般にわたる 介護業務

(3) 同施設の設備の概要

定 員		特別養護老人ホーム併設型 短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護 定員16名		
居 室	4人部屋	18室 (1室36㎡)	静養室	1室
	2人部屋	1室 (1室18㎡)	医務室	1室
	個 室	6室 (1室 9㎡)	食 堂	1室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽がありま す。		機能訓練室	1室
			談話室	2室

3 サービス内容

- ①食 事
- ②入 浴
- ③介 護
- ④生活相談
- ⑤健康管理
- ⑥特別食の提供
- ⑦理美容サービス
- ⑧レクリエーション等

4 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（令和6年4月改定：1単位あたり10,55円）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担（単位数）
要介護度1	¥6,361	603単位
要介護度2	¥7,089	672単位
要介護度3	¥7,859	745単位
要介護度4	¥8,598	815単位
要介護度5	¥9,326	884単位

※短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告知上の額とし、該当短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に応じた額（1割または2割、もしくは3割）に支払いを受けるものとします。

(2) その他の料金

- ① サービス提供体制強化加算 1日 6単位
- ② 夜勤職員配置加算 1日 13単位
- ③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 合計単位数に14.0%上乘せ
- ④ 療養食加算 1日 23単位（医師の指示により）
- ⑤ 食事料金 朝食450円、昼食730円、夕食520円
- ⑥ おやつ代 1日 80円
- ⑦ 滞在費 1日 915円

※利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証など減額に係る認定証の交付を受け、施設に提示した場合は、当該認定証に記載されている額でのご負担となります。

⑧ 理美容費

当施設では月に2回、理美容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

理容 ¥1,600— 美容 ¥1,700—

⑨ 送迎費 片道 184単位

（通常の実施地域は八千代市及び習志野市、船橋市、佐倉市、千葉市花見川区です。）

⑩ 退所日午後6時以降の送迎の取扱について

負担金 2, 0 0 0 円が別途かかります。

⑪ その他

上記の他レクリエーション費用、買い物サービスの費用、送迎など自己負担となります。

送迎は介護保険の適用を受けることができる場合もございます。

詳しくはお問い合わせください。

(3) キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所前の前日午後 5 時までに ご連絡いただいた場合	無 料
② 入所前の前日午後 5 時までに ご連絡がなかった場合	1 日分の利用料の 1 0 0 %

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後請求書をお渡しいたしますので、利用終了当日にお支払ください。お支払いいただきますと、利用者に対し領収証を発行します。

お支払い方法は、窓口支払いか、または銀行口座振替を選択できます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まずは、お電話でお申し込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。

とご相談ください。

(2) サービス利用計画の終了

①利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

①利用者が介護保険施設に入所した場合

②利用者がお亡くなりになった場合

③介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が要支援や非該当（自立）と認定された場合

※要支援の場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再契約することができます。

④利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支うよう催告したにも関わらず、20日以内に支払われない場合

⑤利用者やその家族などが、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

⑥やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合は60日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

払

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

① ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の心身の機能維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

② ご利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年4回施設内介護研修及び外部研修を実施しています

サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	
変更・追加の申込方法	有	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 午前9：00～午後5：00
- ・ 外出、外泊 外出、外泊の際は、お申し出ください。
- ・ 飲酒、喫煙 基本的に飲酒、喫煙は禁止。
場合により行事等で楽しんでいただきます。
- ・ 設備、器具の利用 設備、器具利用の際は事務所に申し出下さい。
- ・ 金銭、貴重品管理 金銭、貴重品の管理は事務所で行っております。
- ・ 所持品の持ち込み 所持品の持ち込みは、身の回りの物以外は、基本的に禁止します。
- ・ 施設外での受診 施設外での受診対応は別途送迎費、付添費がかかります。
- ・ 宗教活動 施設内での宗教活動は禁止します。
- ・ ペット ペットの持ち込みは禁止します。

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 災害時は職員の指示に従って行動して下さい。
- ・ 防災設備 火災報知器、消火器、スプリンクラー等
- ・ 防災訓練 年3回実施
- ・ 防火責任者 小林 良道

9 虐待の防止

施設は入所者へ虐待防止等のため、次の措置を講じる

(1) 虐待の未然防止策

施設は職員に対し、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、職員としての責務・適切な対応・その役割を理解できるよう研修などを通じ虐待防止の意識を図ります。

- (2) 虐待等の早期発見対策
- (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応
- (4) 委員会を設置し、防止に向けた取り組み

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

受付担当 生活相談課 柿沼 康宏 電話047-459-8887
 解決責任者 施設長 本田 眞一

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受けつけています。

八千代市役所 長寿支援課	連絡先 047-483-1151
千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	連絡先 043-254-7428
第三者委員 秋吉 恵蔵	連絡先 047-480-6377
第三者委員 谷口 亨	連絡先 047-482-6057

11 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 愛生会
代表者役職・氏名	理事長 本田 眞一
本部所在地・電話番号	千葉県八千代市吉橋1059-17 電話 047-459-8887

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - ・ 特別養護老人ホーム愛生苑の経営
 - ・ 軽費老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - ・ 老人デイサービス事業の経営
 - ・ 老人短期入所事業の経営

- ・ 在宅介護支援センター事業の経営

- ・小規模多機能型居宅介護事業の経営
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (3) 公益を目的とする事業
- ・居宅介護支援事業
 - ・地域包括支援センターの経営
 - ・介護予防支援事業

施設・拠点等

短期入所生活介護	1カ所
特別養護老人ホーム	1カ所
通所介護	1カ所
小規模多機能型居宅介護	1カ所
認知症対応型共同生活介護	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所
地域包括支援センター	1カ所

12 その他

令和 年 月 日

短期入所生活介護ご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県八千代市吉橋 1 0 5 9 - 1 7

名称 ショートステイ愛生苑

説明者 所属 生活相談課
氏名 柿沼 康宏

印

私は、契約書及び本書面により事業者から短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書
＜令和6年8月1日現在＞

1 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話：047-459-8887（午前9時～午後6時まで）

担当：ショートステイ愛生苑 生活相談員 小林 良道

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ショートステイ愛生苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ショートステイ愛生苑
所在地	千葉県八千代市吉橋1059-17
介護保険指定番号	短期入所生活介護（千葉県1272600238号）

(2) 同施設の職員体制

	職員数	業務内容
施設長	1名	施設従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他一元管理や指揮命令等
医師	1名 (非常勤)	利用者の健康管理及び療養上の指揮等
生活相談員	1名以上	利用者の生活相談、処遇の企画実施等
管理栄養士	1名以上	食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画作成、変更 実施状況の把握

		職員数	業 務 内 容
看護・介護職員	看護職員	4名以上	利用者の保健衛生、看護業務
	介護職員	27名以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務

(3) 同施設の設備の概要

定 員		特別養護老人ホーム併設型 短期入所生活介護 及び 介護予防短期入所生活介護 定員16名		
居室	4人部屋	18室 (1室36㎡)	静養室	1室1床
	2人部屋	1室 (1室18㎡)	医務室	1室
	個室	6室 (1室9㎡)	食堂	1室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
			談話室	1室

3 サービス内容

- ①食 事
- ②入 浴
- ③介 護
- ④生活相談
- ⑤健康管理
- ⑥特別食の提供
- ⑦理美容サービス
- ⑧レクリエーション等

4 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（令和4年10月改定：1単位あたり10,555円）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要支援1	¥4,758	451単位
要支援2	¥5,918	561単位

※短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告知上の額とし、該当短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に応じた額に支払いを受けるものとします。

(2) その他の料金

- ⑦ サービス提供体制強化加算 1日 6単位
- ⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰ 合計単位数に14.0%上乘せ
- ⑨ 食事料金 朝食450円、昼食730円、夕食520円
- ⑩ おやつ代 1日 80円
- ⑥ 滞在費 1日 915円

※利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証など減額に係る認定証の交付を受け、施設に提示した場合は、当該認定証に記載されている額でのご負担となります。

⑦ 理美容費

当施設では月に2回、理美容サービスを実施しております。
料金は別途発生します。

理容 ¥1,600— 美容 ¥1,700—

⑧ 送迎費 片道 184単位

（通常の実施地域は八千代市及び習志野市、船橋市、佐倉市、千葉市花見川区です。）

⑨ 退所日における午後6時以降の送迎の取扱について

ショートステイ退所日午後6時以降に送迎を希望される場合、送迎負担金2,000円が別途発生します。

⑩ その他

上記の他レクリエーション費用、買い物サービスの費用、送迎など自己負担となります。送迎は、介護保険が適用となる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。

(3) キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所前の前日午後5時までに ご連絡いただいた場合	無 料
②入所前の前日午後5時までに ご連絡がなかった場合	1日分の利用料の100%

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

月締めでのご請求となります。利用のあった翌月20日頃に請求書をお渡しいたします。お支払い方法は、現金払い、口座振替、振り込みのいずれかを選択できます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

お電話でお申し込みをお受けしています。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用計画の終了

① 利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

介護予防短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

- ①利用者が介護保健施設等に入所した場合
 - ②利用者がお亡くなりになった場合
 - ③介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ④利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、20日以内に支払われない場合
 - ⑤利用者やその家族などが、当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 - ⑥やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合
- ※60日前までに文書等で通知し、サービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

6 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによりご利用者の心身の機能維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。
- ②ご利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年4回施設内介護研修及び外部研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	
変更・追加の申込方法	有	

(3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 午前 9 : 0 0 ~ 午後 5 : 0 0
- ・ 外出、外泊 外出、外泊の際は、お申し出ください。
- ・ 飲酒、喫煙 基本的に飲酒、喫煙は禁止。場合により行事等で楽しんでいただきます。
- ・ 設備、器具の利用 設備、器具利用の際は事務所にお申し出下さい。
- ・ 金銭、貴重品管理 金銭、貴重品の管理は事務所で行っております。
- ・ 所持品の持ち込み 所持品の持ち込みは、身の回りの物以外は、基本的に禁止します。
- ・ 施設外での受診 施設外での受診対応は別途送迎費、付添費がかかります。
- ・ 宗教活動 施設内での宗教活動は禁止します。
- ・ ペット ペットの持ち込みは禁止します。

7 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

8 非常災害対策

- ・ 災害時の対応 災害時は職員の指示に従って行動して下さい。
- ・ 防災設備 火災報知器、消火器、スプリンクラー等
- ・ 防災訓練 年 3 回実施
- ・ 防火責任者 小林 良道

9 虐待の防止

施設は入所者へ虐待防止等のため、次の措置を講じる

(1) 虐待の未然防止策

施設は職員に対し、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、職員としての責務・適切な対応・その役割を理解できるよう研修などを通じ虐待防止の意識を図ります。

(2) 虐待等の早期発見対策

(3) 虐待等への迅速かつ適切な対応

(4) 委員会を設置し、防止に向けた取り組み

10 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

受付担当 生活相談課 櫻井 清隆 電話047-459-8887

解決責任者 理事長 本田 眞一

② その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受けつけています。

八千代市役所 長寿支援課 連絡先 047-483-1151

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理係 連絡先 043-254-7428

第三者委員 秋吉 恵蔵 連絡先 047-480-6377

第三者委員 谷口 亨 連絡先 047-482-6057

11 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 愛生会
代表者役職・氏名	施設長 本田 眞一
本部所在地・電話番号	千葉県八千代市吉橋1059-17 電話 047-459-8887

定款の目的に定めた事業

(1) 第一種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホーム愛生苑の経営
- ・軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ・老人デイサービス事業の経営
- ・老人短期入所事業の経営
- ・在宅介護支援センター事業の経営
- ・小規模多機能型居宅介護事業の経営
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(3) 公益を目的とする事業

- ・居宅介護支援事業
- ・地域包括支援センターの経営
- ・介護予防支援事業

施設・拠点等

短期入所生活介護	1カ所
特別養護老人ホーム	1カ所
通所介護	1カ所
小規模多機能型居宅介護	1カ所
認知症対応型共同生活介護	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所
地域包括支援センター	1カ所

12 その他

令和 年 月 日

介護予防短期入所生活介護ご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 千葉県八千代市吉橋 1059-17

名称 ショートステイ愛生苑 印

説明者 所属 生活相談課
氏名 印

私は、契約書及び本書面により事業者から介護予防短期入所生活介護について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所
氏名 印

(代理人)

住所
氏名 印